

「やまなし文学賞」事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、山梨県の文学の振興と日本文化の発展に寄与するため、やまなし文学賞実行委員会（以下「実行委員会」という。）が行う「やまなし文学賞」事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助対象経費は次のとおりとする。

1 「やまなし文学賞」事業に要する経費

補助対象経費	補助率
1 報償費（選考委員謝金等）	当該経費の10分の10
2 旅費（選考委員旅費等）	
3 需用費（消耗品費、印刷製本費等、食糧費等）	
4 役務費（発送費、広告費等）	
5 使用料及び賃借料（会場借上費等）	
6 上記に掲げるもののほか、知事が特に認める経費	

(補助金交付の申請)

第3条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、別に定める期日までに次の各号に掲げる書類を添えた補助金交付申請書（別紙様式1）を知事に提出しなければならない。

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他知事の指示する書類

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査のうえ交付の決定を行い、決定の内容及び条件を付した場合においてはその条件を実行委員会に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第5条 実行委員会は、補助金交付の決定を受けた後、その事業を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業内容変更等承認申請書（別紙様式2）により、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではない。

- (1) 経費の変更において、補助事業の各費目相互間におけるいずれか低い額の20パーセント以内の変更をするとき。
- (2) 事情変更等により生じた補助金額の増減を伴わない事業内容の変更において、その内容が軽微であり、目的の達成に何等支障がないと認められるとき。

(補助金の交付)

第6条 知事は、補助金の交付について必要と認めるときは、概算払いすることができる。この場合において、補助金の概算払いを受けようとする実行委員会は、概算払請求書（別紙様式3）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書（別紙様式4）には、次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して1カ月を経過した日又は補助金の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、知事に報告しなければならない。

- 1 事業実績報告書
- 2 収支精算書
- 3 その他知事の指示する書類

(書類の提出)

第8条 この要綱の定める書類は、知事あて提出すること。

(補助金の経理等)

第9条 実行委員会は、補助金にかかる経理について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。